

静岡県告示第256号

県内立地工場等事業継続事業費補助金交付要綱（平成25年静岡県告示第928号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「工場等」とは、次に掲げる施設であって企業等の重要業務を行うものをいう。</p> <p>ア <u>産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）</u>に定める日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設（以下「工場」という。）</p> <p>イ <u>産業に関する分類に定める日本標準産業分類の</u>小分類に掲げる<u>分類符号711</u>の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究若しくは開発を行う施設（以下「研究所」という。）</p> <p>ウ <u>産業に関する分類に定める日本標準産業分類の</u>中分類に掲げる<u>分類符号44</u>の道路貨物運送業若しくは<u>分類符号47</u>の倉庫業若しくは小分類に掲げる<u>分類符号484</u>のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって知事が別に定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）（以下これらを「物流施設」という。）</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「工場等」とは、次に掲げる施設であって企業等の重要業務を行うものをいう。</p> <p>ア <u>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）</u>に定める日本標準産業分類（以下「<u>産業分類</u>」という。）の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設（以下「工場」という。）</p> <p>イ <u>産業分類</u>の小分類に掲げる<u>分類番号711</u>の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究若しくは開発を行う施設（以下「研究所」という。）</p> <p>ウ <u>産業分類</u>の中分類に掲げる<u>分類番号44</u>の道路貨物運送業若しくは<u>分類番号47</u>の倉庫業若しくは小分類に掲げる<u>分類番号484</u>のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって知事が別に定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）（以下これらを「物流施設」という。）</p>

(3)～(7) (略)

(3)～(7) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。